

年管管発0706第1号
平成29年7月6日

地方厚生(支)局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

平成29年7月5日からの大雨による災害により被害を受けた国民年金
第1号被保険者に対する保険料免除に係る取扱いについて

平成29年7月5日からの大雨による災害により、住宅等の財産に一定の損害を受けた国民年金第1号被保険者については、申請により国民年金保険料の免除を受けることが可能であるが、その取扱いに関し、下記について、御了知のうえ、貴管内市町村に対し周知徹底を図られたい。

記

国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第77条の7第1号の規定に基づき、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合には、申請に基づき、その保険料を免除するものであること。

事務処理に当たっては、別添の「災害に伴う国民年金保険料の免除事務について」（平成16年12月10日庁保発第1210001号社会保険庁運営部年金保険課長通知）に定める取扱いに従うほか、以下の事項に留意すること。

（1）申請された免除の審査

申請書に添付された被災状況届等に記載されている状況から、被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上であることを確認すること。

（2）免除期間

平成29年6月分から平成31年6月分までであること。なお、平成29年7月分及び平成30年7月分以降については、改めて免除の申請が必要となること。